

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守原則1-1 ①	重点事項1-1 ②	実施項目1-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指すし続ける。	① 中期計画等の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	現中期計画(2021-2030)は、以下について予め決定したうえで策定した。 ・教学関連及び経営関連項目ごとの素案の策定主体:教職員ワーキンググループ ・計画期間:2021年度から2030年度の10年間。更に前半5年と後半5年のフェーズを設ける。 ・意見聴取方法及び反映方法:教職員ワーキンググループの素案を主幹部所である総合企画部が取り纏め、経営層に報告相談のうえ、各部所と意見交換を行い、当該意見を反映する。 現中期計画(2021-2030)の後半5年にあたる第2フェーズ(2026-2030)の策定に当たっては、以下について予め決定したうえで検討を進めた。 ・教学関連及び経営関連項目ごとの素案の策定主体:中期計画進捗管理委員会 ・計画期間:現中期計画(2021-2030)策定時に決定済みの計画期間を遵守し、2021年度から2030年度の10年間。更に前半5年と後半5年のフェーズを設ける。 ・意見聴取方法及び反映方法:全教職員を対象にパブリックコメントを募集し、総合企画部がとり纏め、経営層に報告相談のうえ、各部所と意見交換を行い、当該意見を反映させた。	○	H	4 中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部企画課
		② 中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等及び他の計画との関連性を明らかにする。	中期計画の後半5年である中期計画第2フェーズ(2026-2030)の策定に関しては、直前の第1フェーズ(2021-2025)の計画の数値目標に対する達成状況や、主な実施事業についての振り返りを行い、継続的な課題を精査かつ関連性を明らかにしたうえで、第2フェーズ計画(2026-2030)の策定を進めた。	○	H	5 中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部企画課
		③ 中長期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	【総合企画部企画課】 中期計画第2フェーズ(2026-2030)において、教学に関する事項は基本戦略Ⅰ「文理芸術融合を中核とした教育研究の深化」を中心としつつ全般に盛り込んだ。人事、施設及び財務に関する事項は基本戦略Ⅴ「大学運営基盤の強化」に盛り込んだ。 【人事部人事課】 ・専兼比率は、教務課等と連携し進めた結果27.7%と目標(35%未満)を達成した。 ・教育職員の採用・昇任に関する基準及び手続は、更なる公正性を保つこと及び効率化を図るため、資格審査委員会の設置形態を含む採用等の過程を見直した。専門分野毎の学部横断的な審査委員の構成、学部長等の責任と権限による運用、教授会の役割などの見直しを行った。見直しに伴う関係規程の一部改正については、学部長会議及び理事会で承認された。 【財務部財務課】 中期計画の期間に合わせた中期財務計画を策定している。また、中期計画第2フェーズ開始に伴い、中期財務計画の見直しに着手した。	○	H	4 中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部企画課
				△		6 中期的な人員計画の策定	・人事部人事課
				○		12 学園の持続的発展のための財務体質の強化	・財務部財務課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○＝5」、達成のための事業を実施中「△＝3」、達成に向けた事業ができていない「×＝1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則1-1 ①	重点事項1-1 ②	実施項目1-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥			該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン		
会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。		④ 中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。	理事長を委員長とする「中期計画進捗管理委員会」を設置し、組織的に中期計画を推進する体制を整備した。さらに2030年度までの目標において、「職員の人材育成とウェルビーイングの向上」「DE&Iを尊重する大学の実現」を掲げ、女性管理職割合の達成目標を設けるなど、政策を策定・管理する人材の育成・登用に取り組んでいる。	○	H	4	中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部 企画課
		⑤ 中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。	中期計画に定める目標の達成に向けた各年度の事業計画は、中期計画進捗管理委員会及びその下部組織である分科会において、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的・潜在的リスクについても識別・評価したうえで審議・了承された後、評議員会における諮問を経て、理事会で最終決定している。 また、中期計画第2フェーズ(2026-2030)の策定に当たっても、18歳人口急減をはじめとする将来的なリスクを見据えて、計画の検討を行った。	○	H	4	中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部 企画課
		⑥ 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	中期財務計画の重点項目である経常収支差額比率(2024年度実績6.3%)、積立率(同88.0%)は、計画を若干下回っているものの、同一ランク(経営判断指標でA3ランク)の全国私立大学の平均値(経常収支差額比率 3.5%、積立率 75.9%)を大きく上回っており、かつ無借金経営を維持していることから、事業計画は十分担保されている。	○	H	12	学園の永続的発展のための財務体質の強化	・財務部財務課
		⑦ 中期計画等において、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。	中期計画において、「2025年度までの目標」「2030年度までの目標」と、その目標に向けた具体策である「アクションプラン」を明確に設けている。	○	H	5	中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部 企画課
		⑧ 中期計画等に係る策定管理者(政策管理者)と執行管理者を明確にする。	理事長を委員長とし、学長、副学長、常務理事など役員を中心とする「中期計画進捗管理委員会」の構成員を策定管理者とし、中期計画に係る単年度計画を策定、管理する組織的な体制を整備した。また、中期計画に定める、8つの分野ごと(第2フェーズでは5つの基本戦略ごと)に分科会を設置し、各分野の総括責任者(2名体制)による進捗管理を行っている。さらに各アクションプランに対して実施主体部所を設定し、執行管理者を明確にした。	○	H	4	中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部 企画課
		⑨ 中期計画等の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、評議員会等の意見を聴取したうえで、会議体等の合議により行う。	中期計画は、各種会議(学部長会議、事務局部長会議等)において、十分な説明、資料に基づき意見聴取を行った上で、評議員会に諮問を行い、理事会で最終決定した。 また、中期計画第2フェーズ(2026～2030)の策定に向けては、中期計画進捗管理委員会のもとで検討を進めるとともに、教職員パブリック・コメントを実施し、教職員全体から広く意見を聴取した。さらに、令和7年度には、理事会および評議員会における諮問・決定のプロセスへと進めることを確認した。	○	H	4	中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部 企画課
		⑩ 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行う。	中期計画の各年度の事業計画において定量・定性指標を設定。中期計画進捗管理委員会を実施主体部所にデータやエビデンスの提示を求め、達成状況を確認しながら進捗管理を行っている。また、中期計画第2フェーズ(2026-2030)においては、2030年度までの具体的な数値目標を設定の上、策定していくこととした。	○	H	5	中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部 企画課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則1-1 ①	重点事項1-1 ②	実施項目1-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等(以下「中期計画等」という)の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	⑪ 中期計画等の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	中期計画の内容及び進捗管理方法については、学内諸会議での説明のほか、単年度の事業計画において特に注力した取組み実績を動画や冊子を公表し、ステークホルダーに対する理解の深化を図っている。また、中期計画第2フェーズ(2026～2030)の策定に向けては、教職員を構成員とする中期計画進捗管理委員会や教職員パブリックコメントで十分に説明し、理解の深化を図りながら検討を進めた。	○	H	4 中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部 企画課
		⑫ 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。	中期計画進捗管理委員会を年3回開催し計画の進捗や実績確認を行っている。委員会開催時に、必要に応じて計画の見直しを速やかに行う体制を構築している。また、中期計画第2フェーズ(2026～2030)の策定に向けては、2030年以降の外部環境の変化を見据えながら、検討を進めた。	○	H	4 中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部 企画課
		⑬ 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。	中期計画の期間中は、進捗状況や実施結果を事業報告書、単年度の事業計画において特に注力した取組み実績を動画にまとめ、毎年度本学公式ホームページで法人内外に公表している。加えて、冊子としてもとりまとめ、法人内外に配付した。なお、直前の中期事業計画(2016-2020)終了後については、事業報告動画を学内外に公表済みである。	○	H	5 中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部 企画課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○＝5」、達成のための事業を実施中「△＝3」、達成に向けた事業ができていない「×＝1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守原則2-1 ①	重点事項2-1 ②	実施項目2-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善努力により教育研究活動を向上させる。	① 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画(以下「事業計画」という)、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	創立100周年に向けたビジョン「新たな知と地をデザインする大学へーもっと意外に。もっと自由に。-」を踏まえ、2021年度から10年間で取り組むべき事項をまとめた「中期計画(2021-2030)」を策定。 また、実行期間を、第1フェーズ(2021～2025)と第2フェーズ(2026～2030)に分け、第1フェーズでは、2025年度までの目標を38項目、2030年度までの目標を19項目設定。さらに、2025年度までの具体的な行動指針(アクションプラン)を131項目設け、これに基づいて会計年度ごとに学部・学科、研究科等の事業計画達成目標を明確にしている。また、第2フェーズでも、2030年度までの目標および行動指針(アクションプラン)を明確に設定していく方針。	○	H	4 中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部 企画課
		② 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	教職員に対する同計画(達成目標、具体的な行動指針を含む)の周知方法は、「学内諸会議における計画(方針)の説明」、「パンフレットや動画による中期計画及び単年度事業実績の周知」、「中期計画と単年度の事業計画の位置づけ及び部所単位で策定する計画に関する説明会の開催」を行い、教職員の共通理解及び意識の醸成に努めている。また、事業計画書は本学公式ホームページで毎年度公表しており、学内外に発信・共有している。	○	H	4 中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部 企画課
		③ 学校法人の中長期計画等や事業計画、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源(ヒト、モノ、カネ)が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。	【人事部人事課】 ・専兼比率を具体的に35%未満とする目標とし、教務課等と連携し進めた結果、27.7%と目標を達成した。 ・教育職員の採用・昇任に関する基準及び手続は、更なる公正性を保つこと及び効率化を図るため、資格審査委員会の設置形態を含む採用等の過程を見直した。専門分野毎の学部横断的な審査委員の構成、学部長等の責任と権限による運用、教授会の役割などを見直しを行った。見直しに伴う関係規程の一部改正については、学部長会議及び理事会で承認された。運用に向け、2025年4月と6月に専門分野毎の内規を制定した。	△	H	6 中期的な人員計画の策定(事務職員含む)	・人事部人事課
			【財務部財務課】 財務の健全性(経営判断指標におけるA3ランク)を維持しながら、教育研究の質向上、優秀な人材の確保等に係る資金を投下している。	○		12 学園の永続的発展のための財務体質の強化	・財務部財務課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則2-1 ①	重点事項2-1 ②	実施項目2-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善努力により教育研究活動を向上させる。	④ 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」と加わらんと整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	【教務部】 ・2025年度からのクォーター制開始に向けたカリキュラムの見直しに伴い、全学部においてポリシーを再確認し、整合性等をとるため、一部の学部(経済学部、商学部、地域共創学部、理工学部、生命科学部、芸術学部)において改正を行った。 【大学改革推進本部】 ①教育の質保証に向けた取組みの一環として、以下の事項を実施した。 ・学修成果の可視化に関する取組みとして、CLノート(学修ポートフォリオ)、ナンバリング、ルーブリック等を整備 ・DP・CP・授業科目の関連性や各科目の順次性等を示すカリキュラムマップを再整備し、大学HPIに公表 ・シラバス入力項目内に、「授業アンケート結果等を踏まえた改善事項」に関する必須入力項目を設定し、全教育職員(非常勤を含む)が、改善事項を入力の上、学生に公開 ・学部の専門分野で使用される用語を集約した学生向けの用語集を活用した「KSUPediaクイズ選手権大会」を開催 ②IRに関する体制の整備と活動の推進を以下のとおり実施した。 ・春に実施した新入生、在学生、卒業予定者アンケートの分析結果については、学部VUPMTGをはじめ、各種会議体等において学内共有を図り、集計結果については大学HPIにて公表した。 ・従来の在学生アンケートの実施内容を見直した「成長の証アンケート」を11月に全学年を対象に実施した。 ・IR会議を5月及び10月に開催し、各学部の教育プログラムオフィサーとの情報共有をはかった。 ・ファクトブックを5月末に大学HP上に公開し、IR活動の一環として、説明責任を果たすとともに、学内へ本学の現状の共有を図った。	○	A	57 ディプロマ・ポリシーに基づく体系的な教育課程の編成(見直し)及び実施	・教務部教務課
				○		58 学修成果の把握及び可視化(ルーブリック等)	・大学改革推進本部
				○		59 学修成果及び教育成果の公表	・大学改革推進本部
				△		64 教学IR体制の整備及び人材の育成	・大学改革推進本部
		⑤ 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	入試改革を推進するため、以下のとおり選抜の見直しを計画した。 【選抜方法の見直し】 ・2026年度入試では、年内入試の見直しを行う予定である。特に総合型選抜において、高等学校における探究学習の成果や活動などを十分に評価する入試や多様な学生の受入れを目的とした入試などを新設する予定である。 具体的には、総合型選抜では「課題探究型」において高等学校での探究活動を加点、「学科特色」において地域留学経験者を対象とした入試、遠方からの受験負担に考慮したオンライン方式を新設する予定である。 また、理工系学部への志願者を獲得するため、「女子特別型」における対象学部の追加(建築都市工学部)や併願制に変更予定である。「理科・情報科目」では、基礎学力を理科や情報の1科目で評価する受験しやすい入試の新設を予定している。 いずれの入試も、学部のアドミッションポリシーで求める受験生を獲得するため、多様な入試の実施を予定している。なお、2026年度入試については、4月の入試審議会で決定した。	○	A	9 選抜方法の見直し(多面的・総合的な評価の導入)	・入試部入試課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則2-1 ①	重点事項2-1 ②	実施項目2-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	⑥ 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR(インスティテュショナル・リサーチ)活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	内部質保証システムに基づく点検・評価等を以下のとおり実施した。 ・自己点検・評価委員会において、「令和5年度自己点検・評価報告書」を作成した。 ・内部質保証委員会において、点検・評価報告書の検証を行い、内部質保証委員会としての検証結果を決定した。 ・10月29日開催の外部評価委員会で外部評価を実施した。 ・外部評価結果を取り纏め、外部評価報告書を作成し、本学HPに公表した。 ・外部評価委員会及び内部質保証委員会での検証結果、及び意見等について、自己点検・評価委員会を通して各学部・事務局等へ周知、及び課題等については対応依頼を行った。	○	A	54 内部質保証システムの確立	・大学改革推進本部
			教育の質保証に向けた取組みの一環として、以下の事項を実施した。 ・学修成果の可視化に関する取組みとして、CLノート(学修ポートフォリオ)、ナンバリング、ループリック等を整備 ・DP・CP・授業科目の連関性や各科目の順次性等を示すカリキュラムマップを再整備し、大学HPに公表 ・シラバス入力項目内に、「授業アンケート結果等を踏まえた改善事項」に関する必須入力項目を設定し、全教育職員(非常勤を含む)が、改善事項を入力の上、学生に公開	○		57 デイ・ロ・ポリシーに基づく体系的な教育課程の編成及び実施	・教務部教務課
			本学におけるFD活動の推進体制を見直し、大学(機関水準)・学部等(教育課程水準)・科目(個人水準)の区分に応じた実質性・連関性のある活動の推進を以下のとおり実施した。 ・本学(学部等)の教育内容に対する学生からの意見を聴取する仕組みとして、学生モニター制度を新設 ・シラバス第三者チェックの実施 ・非常勤講師との意見交換会の開催 ・KSUグッドプラクティス賞の新設(授業改善のための事例集発刊を含む) ・FD研修会(年2回)の開催、授業アンケートの実施、文理芸横断公開授業など	○		59 学修成果及び教育成果の公表	・大学改革推進本部
			IRに関する体制の整備と活動の推進を以下のとおり実施した。 ・IR担当者スキルの向上のため、次の研修に参加した。(4/23 認証評価実務説明会、7/23 Tableau大学ユーザー会、9/2～4 PDCAサイクル修得プログラム) ・IR会議を5月及び10月に開催し、各学部の教育プログラムオフィサーとの情報共有をはかった。 ・春に実施した新入生、在学生、卒業予定者アンケートの分析結果については、学部VUPMTGをはじめ、各種会議体等において学内共有を図り、集計結果については大学HPにて公表した。 ・従来の在学生アンケートの実施内容を見直し「成長の証アンケート」を11月に全学年を対象に実施した。 ・ファクトブックを5月末に大学HP上に公開し、IR活動の一環として、説明責任を果たすとともに、学内へ本学の現状の共有を図った。	○		62 教育改善活動としてのFD・SDの実施	・大学改革推進本部
				△		64 教学IR体制の整備及び人材の育成	・大学改革推進本部

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○＝5」、達成のための事業を実施中「△＝3」、達成に向けた事業ができていない「×＝1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則2-1 ①	重点事項2-1 ②	実施項目2-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦	
				(3段階)	分野	アクションプラン		
会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	⑦ リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。	【大学改革推進本部】 本学におけるリカレント・リスキリング教育の推進として、以下の事業を検討・実施した。 ①免許法認定講習(7/23～8/22) ・文部科学省委託事業として開講し、延べ388名(前年比+58名)が受講 ②観光地経営リーダー育成プログラム(8/31～11/9) ・福岡県地域観光リーダー人事育成事業の対象プログラムとして開講し、30名が受講 ③生成AIに関する新規講座 ・株式会社Qtnetと連携した新規講座の開講に向けた検討(令和7年度開講予定) 【産学共創・研究推進本部産学共創推進課】 生涯学習の一環として、公開講座を実施している。令和6年度は40講座以上を開講。地域の歴史・文化・国際情勢・防災・食など、一般教養に関する幅広いテーマを取り上げた。また、芸術・保育・子ども向け講座など、実践的な内容にも力を入れ、地域住民の多様な学習ニーズに応えている。 なお、講座の企画段階から地域ニーズを反映することで、受講者からも一定の評価を得ている。	○	A	95	社会のニーズに対応するリカレント教育の導入(相談窓口の明確化を含む)	・大学改革推進本部
				○	E	18	生涯学習講座や社会人向けセミナーの充実(卒業生や学外との連携、ICTの活用)	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○＝5」、達成のための事業を実施中「△＝3」、達成に向けた事業ができていない「×＝1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則2-1 ①	重点事項2-1 ②	実施項目2-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善努力により教育研究活動を向上させる。	⑧ 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針、受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、多岐にわたる意義付けを明確にする。	【国際交流センター】 ①全学横断型の「グローバル・リーダーシップ・プログラム」では、学生が国際問題に関する知識を深めるのみならず、多様な文化背景を持つ人々と協働し、問題解決能力を養うための実践的な学びを提供している。今年度もこの方向性に基づくプログラムを実施し、四期生5人が海外展開企業実習、10人が海外語学研修を終えた。また、五期生として3人の外国籍の学生を含む19人が選抜され、本プログラムが外国籍の学生に対して日本人学生とともに学ぶ機会を提供する場となっている。 ②外国人留学生対象の日本語教育として、正課で実施されている授業に加え、日本での就職希望者に対して、日本語実践力の向上を目指した課外講座「ビジネス日本語J2講座」「日本語能力試験N1講座」を提供した。講座ごとに、前学期・後学期に各11回開講した。 【語学教育研究センター】 ①ジョブトレーニングの応募者数の増加を図るために、紹介動画を作成し、募集説明会で利用している。 また、令和7年度のクォーター制に伴い、キャリアイングリッシュプログラムのカリキュラム改正を行った。 加えて、新入生に例年配付している「外国語学習の手引き」に修了者の進路を記載したり、成果に応じた奨励金を給付する制度(アチーブメント奨励金制度)の導入により、学生のやる気を引き出すことに一層努めている。 (Labo Training I / II履修者のTOEIC平均点) 前学期平均 600点以上 後学期平均 600点以上 令和4年度 447点 17.9% 518点 22.5% 令和5年度 427点 13.6% 494点 29.1% 令和6年度 515点 22.1% 568点 35.3% (R6ジョブトレ実施後のTOEIC平均点) ・海外ジョブトレTOEIC平均594点 ・国内ジョブトレTOEIC平均578点 ②語学力向上を目指した資格取得等支援の推進を以下のとおり実施した。 ・TOEIC講座 ・オンライン語学学習プログラム ・留学生全員が入学直後にクラス分けテストと専任教員との面談を行い、レベルに応じた学部横断型少人数クラスで受講している。 【入試部】 ①JPUE(日本大学連合学力試験)を活用した外国人留学生の獲得では、本学からオファーした人数は延べ22人で、現地での日本語教育を終え、本学が提示したN2同等レベルに達した者が0人であったため、外国人留学生選抜(海外特別現地選抜)の志願者は0人となった。 ②海外指定校は、韓国において、JASSOの海外留学フェアや韓国国内での日本語学校訪問などを通じて、指定校により2人の入学者を獲得した。1名はN1レベルで機械工学科に入学、もう1名はN2レベルで短期大学部に入学した。中国は、学年の終了時期が7月と期間的なずれにより、本年度も志願者はいなかった。	○	1	グローバル・リーダーシップ・プログラムの拡充	・国際交流センター
				△	3	国際共同学位プログラムの検討	・国際交流センター
				○	7	海外語学留学や海外インターシップの拡充	・語学教育研究センター
				△	8	留学支援奨学金制度の充実	・国際交流センター
				○	11	語学力向上のための支援の充実(語学資格取得に向けた支援等)	・語学教育研究センター
				○	12	海外の高校(日本語専攻)への募集活動の実施	・入試部入試課
				△	13	海外の高校(日本語専攻)への募集活動の実施	・国際交流センター
				○	14	外国人留学生の九州エリア企業へのインターンシップ及び就職の拡大	・国際交流センター
				○	15	海外協定校の拡充と連携の強化	・国際交流センター
				△	24	国際化に伴う危機管理体制の強化	・総務部総務課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則2-2 ①	重点事項2-2 ②	実施項目2-2 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	① 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	【学生部】 社会・地域貢献活動に関しては、本学園の中期事業計画に重点項目として位置づけられている。 本学の学生ボランティア活動に関しては、「地域のニーズにできる限り応えていくこと」及び「学生の学びに繋がる活動を優先すること」を方針として活動をしている。要するに、自分自身の生活する社会において起こっている社会問題や社会課題に対して、単に行政や他者に求めるだけでなく、自分自身が自発的・主体的に取り組むことである。 復興支援、地域の課題解決、志賀島地域振興のためのボランティア活動に932名が参加した。内訳としては、復興支援270名、地域の課題解決270名、志賀島地域振興448名である。 また、ボランティア活動の単位認定が令和6年4月1日から導入され、2名の学生が申請し、1単位付与された。 【産学共創・研究推進本部産学共創推進課】 生涯学習の一環として、公開講座を実施している。令和6年度は40講座以上を開講。地域の歴史・文化・国際情勢・防災・食など、一般教養に関する幅広いテーマを取り上げた。また、芸術・保育・子ども向け講座など、実践的な内容にも力を入れ、地域住民の多様な学習ニーズに応えている。 なお、講座の企画段階から地域ニーズを反映することで、受講者からも一定の評価を得ている。	○	E	5 学生及び教職員による社会貢献活動の推進	・学生部
				○		18 生涯学習講座や社会人向けセミナーの充実（卒業生や学外との連携、ICTの活用）	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○＝5」、達成のための事業を実施中「△＝3」、達成に向けた事業ができていない「×＝1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則2-2 ①	重点事項2-2 ②	実施項目2-2 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦	
				(3段階)	分野	アクションプラン		
会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	② 社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。	【産学共創・研究推進本部産学共創推進課】 ①令和6年4月に組織を改組。産学共創・研究推進課が社会・地域連携の窓口としての役割を担う体制を明確にした。社会の要請への対応としては、研究を軸にした連携の推進は共創本部で直接対応し、その他の案件については、内容を精査したうえで、適切な学内の担当部所との連携を図っている。 ②地域からの意見やニーズの把握に関しては、これまで継続して実施してきた自治体や地域との交流を通じて、関係性の構築と情報収集に努めている。特に近隣の大学と連携した東部地域大学連携(福岡女子大学、福岡工業大学と連携)を軸に、自治体経由で地域からの要望や課題を収集し、そこからさまざまな連携活動(共同開講科目の開講、東区芸術文化祭・どんたく・防犯活動への参加等)へと展開している。 ③生涯学習の一環として、公開講座を実施している。令和6年度は40講座以上を開講。地域の歴史・文化・国際情勢・防災・食など、一般教養に関する幅広いテーマを取り上げた。また、芸術・保育・子ども向け講座など、実践的な内容にも力を入れ、地域住民の多様な学習ニーズに応えている。 なお、講座の企画段階から地域ニーズを反映することで、受講者からも一定の評価を得ている。 【学生部】 本学の学生ボランティア活動に関しては、「地域のニーズにできる限り応えていくこと」及び「学生の学びに繋がる活動を優先すること」を方針として活動した結果、自治体やNPO法人、社会福祉協議会、地域の公民館など、年々、ボランティア登録団体数が増加し、現在では34団体となっている。(R1:14団体⇒R6:34団体) これは、学生課において自治体やNPO法人などの団体からのニーズを把握し、そのニーズに応え続けてきたことが地域との連携を支援する体制を構築することに繋がっている。 【地域共創学部】 地域共創学部の科目「地域共創プロジェクトⅡ」を、九州電力株式会社福岡支店の寄附講座として開設し、同支店の社員が講師として演習に参画した。当該演習では、同支店と包括連携協定を締結している宗像市における水産振興を主たるテーマとし、特に高度衛生管理型荷さばき所を備えた鐘崎漁港で開催される「鐘崎魚まつり」の企画・運営に取り組み、地域課題の解決と人材育成の双方に資する意義深い事業となった。 【総務部総務課】 令和7年1月に地域住民(約10名)、本学危機管理対策本部 本部隊班長(約10名)、学友会サークル学生(約10名)で「避難所運営訓練(HUG)」を実施した。 ①危機管理対策本部要員として、災害時の避難所運営の基礎知識と事前準備の重要性を学ぶことが出来た。 ②避難所への受け入れ態勢における重要事項を、多様なカードを通じてダイバーシティの観点も含め学ぶことが出来た。 【生命科学部】 地域密着型大学の子ども理科実験教室を以下のとおり実施した。 ▼上期進捗報告 ・4月より新体制による新入生部員獲得に向けたガイダンスを実施。(1,2年生の新入部員を獲得) ・4月末より、6/29(日)の夏期子ども理科実験教室実施に向けた活動を本格化 ・6/29、7号館1階生命科学実験室にて、予定通り、夏期子ども理科実験教室を実施。(子ども参加者:計57名)満足度100%	○	E	2	地域の課題解決につながるSDGsプロジェクトの推進	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課
				○		5	学生及び教職員による社会貢献活動の推進	・学生部
				△		7	自治体と連携した地域振興活動の推進	・地域共創学部
				○	G	10	地域からの意見聴取及び情報収集の強化	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課
				○		9	地域と連携した総合防災訓練の実施	・総務部総務課
				△		10	学生と地域住民や高校生が交流する施設開放の推進	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課
				○	E	18	生涯学習講座や社会人向けセミナーの充実(卒業生や学外との連携、ICTの活用)	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課
				○		12	地域の青少年のための教育の実施	・生命科学部

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則2-2 ①	重点事項2-2 ②	実施項目2-2 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	③ 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	社会連携・地域貢献に関しては、中期事業計画の重点項目に基づき、学生課の事業として方針を掲げて、ボランティア依頼団体の把握と調査、調整と依頼、ボランティア・ガイダンス、ボランティア募集、ボランティア実施、活動の振り返りを通して、組織的な活動を展開している。 これにより、復興支援、地域の課題解決、志賀島地域振興のためのボランティア活動に932名が参加した。内訳としては、復興支援270名、地域の課題解決270名、志賀島地域振興448名である。 また、ボランティア活動の単位認定が令和6年4月1日から導入され、2名の学生が申請し、1単位付与された。	○	E	5 学生及び教職員による社会貢献活動の推進	・学生部
		④ 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	【産学共創・研究推進本部産学共創推進課】 ①幅広い年齢層が暮らす地域に根ざした大学として、防災・減災、相続、健康をテーマにした公開講座を開催し、住民が抱える諸課題の解決に貢献する学びの機会を提供している。 ②社会の要請とその変化を踏まえ、教育・研究活動の成果を活かして地域社会への貢献を推進している。特に、自治体と連携した地域課題の解決に向けては、URA (University Research Administrator) が中核的な役割を担っている。課題に応じた専門性を持つ教員を選定し、連携プロジェクトの伴走支援を行いながら、地域に根差した貢献活動を展開している。 ③生涯学習の一環として、公開講座を実施している。令和6年度は40講座以上を開講。地域の歴史・文化・国際情勢・防災・食など、一般教養に関する幅広いテーマを取り上げた。また、芸術・保育・子ども向け講座など、実践的な内容にも力を入れ、地域住民の多様な学習ニーズに込えている。 【学生部】 地域の課題解決に向けた地域連携プログラムについては、福岡市東区志賀島の大規模海岸清掃ボランティア活動、柳川市の観光名所である川下り周辺の清掃ボランティア活動、福岡市東区の海の中道の松原の間伐ボランティア活動、八女市役所星野支所の星野村の竹林整備ボランティア活動など、自治体やNPO法人と連携して、地域連携して学生ボランティア活動を推進している。 これにより、復興支援、地域の課題解決、志賀島地域振興のためのボランティア活動に932名が参加した。内訳としては、復興支援270名、地域の課題解決270名、志賀島地域振興448名である。 また、ボランティア活動の単位認定が令和6年4月1日から導入され、2名の学生が申請し、1単位付与された。 【生命科学部】 地域密着型大学の子ども理科実験教室を以下のとおり実施した。 ▼上期進捗報告 ・4月より新体制による新入生部員獲得に向けたガイダンスを実施。(1,2年生の新入部員を獲得) ・4月末より、6/29(日)の夏期こども理科実験教室実施に向けた活動を本格化 ・6/29、7号館1階生命科学実験室にて、予定通り、夏期こども理科実験教室を実施。(こども参加者:計57名)満足度100%	○	E	2 地域の課題解決につながるSDGs7の目標以外の推進	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課
				○		5 学生及び教職員による社会貢献活動の推進	・学生部
				○	G	10 地域からの意見聴取及び情報収集の強化	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課
				○	E	9 地域と連携した総合防災訓練の実施	・総務部総務課
				△		10 学生と地域住民や高校生が交流する施設開放の推進	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課
				○		18 生涯学習講座や社会人向けセミナーの充実(卒業生や学外との連携、ICTの活用)	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課
				○		12 学生と地域住民や高校生が交流する施設開放の推進	・生命科学部

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則2-2 ①	重点事項2-2 ②	実施項目2-2 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	⑤ 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。	産学共創・研究推進本部が社会・地域貢献に係る学外との窓口を担い、適切な教員や部門との橋渡しを行っている。加えて、地域の諸課題に対する具体的な対応においては、URA(University Research Administrator)を中心に、状況に応じて適切な教員や部門と連携。必要に応じて全学的な取り組みとして発展・展開できる仕組みを構築している。	○	G	10 地域からの意見聴取及び情報収集の強化	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課
		⑥ 自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。	【地域共創学部】 令和6年度において、本学地域共創学部の科目「地域共創プロジェクトⅡ」を、九州電力株式会社福岡支店の寄附講座として開設し、同支店の社員が講師として演習に参画した。当該演習では、同支店と包括連携協定を締結している宗像市における水産振興を主たるテーマとし、特に高度衛生管理型荷さばき所を備えた鐘崎漁港で開催される「鐘崎魚まつり」の企画・運営に取り組んだ。本取り組みには、九州電力福岡支店の社員に加え、宗像市職員も参画し、学生は現地でのフィールドワーク等を通じて地域の現状を把握した上で、令和6年11月10日に開催された「鐘崎魚まつり」において、イベント運営を主体的に担った。さらに、同年11月19日には、当該プロジェクトの成果を取りまとめ、成果報告会を実施した。以上のように、本プロジェクトは九州電力福岡支店、本学、宗像市の三者による産学官連携の取り組みであり、地域課題の解決と人材育成の双方に資する意義深い事業となった。	△	E	7 自治体と連携した地域振興活動の推進	・地域共創学部
			【産学共創・研究推進本部産学共創推進課】 自治体などの行政機関や企業が抱える課題の解決に貢献することを通じて、信頼関係の醸成に取り組んでいる。その一環として、URA(University Research Administrator)を配置し、課題に応じた研究者の選定から、共同研究の企画・運営に至るまで、連携が円滑に進む仕組みを整備している。	○	G	10 地域からの意見聴取及び情報収集の強化	・産学共創・研究推進本部産学共創推進課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○＝5」、達成のための事業を実施中「△＝3」、達成に向けた事業ができていない「×＝1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守原則3-1 ①	重点事項3-1 ②	実施項目3-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	① 『監事監査ガイドライン(私大連監事会議)』を参考に、監事監査規程(必要に応じて監事監査基準)を策定する。	・監事監査の根拠規程として、監査の対象、監査計画、業務監査、会計監査等の全12条からなる「旧監事監査規則」及び監査の基準を示した「旧監事監査基準」を策定している。この規則・基準は、私大連の「監事監査ガイドライン」を参考に令和2年4月1日付けで改正し、同日施行している。 ・令和7年4月1日の「改正私立学校法」施行に伴い、「旧監事監査規則」及び「旧監事監査基準」を一本化した「新監事監査規程」の制定に関する検討を行った。	○	H	2 内部フィック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保)	・監査室
		② 監事が作成する監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	・『監事監査ガイドライン』等を参考に監事が作成した令和6年度監事監査計画に基づき、別途定める「旧監事監査規則」、「旧監事監査基準」及び「旧監事監査マニュアル」に準拠して監査を行い、監事監査の実効性を高めている。 ・監査結果については、令和7年5月理事会及び6月評議員会に提出し、監査の実施状況とともに報告した。 ・令和7年4月1日の「改正私立学校法」施行に伴い、「旧監事監査規則」及び「旧監事監査基準」を一本化した「新監事監査規程」の制定及び「新監事監査マニュアル」の見直しについても検討を行った。	○	H	2 内部フィック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保)	・監査室
		③ 常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	・旧寄附行為第6条第1項第2号に監事を3人置くことを規定しており、3人のうち2人が常勤である。 ・監事監査を支援する体制として、(内部)監査室を設置している。また、部所等においても、監事からの依頼事項に基づき、十分な情報提供を適時、適切に行った。	○	H	2 内部フィック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保)	・監査室
		④ 監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	監事は、旧寄附行為第15条第1項第7号の規定に基づき、理事会に出席して意見を述べる事が規定されている。また、評議員会及び理事小委員会等の重要会議にも出席しており、それぞれの会議で意見を述べる事ができる。	○	H	2 内部フィック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保)	・監査室
		⑤ 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。	実地監査(業務監査及び会計監査)においては、監事の依頼に基づき、必要な資料の提供、説明等、十分な情報を提供し、日常業務においても監事からの依頼事項に基づき、十分な情報提供を適時、適切に実施した。	○	H	2 内部フィック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保)	・監査室

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則3-1 ①	重点事項3-1 ②	実施項目3-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	⑥ 監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。	常勤監事2名、非常勤監事1名及び(内部)監査室2名による監事会を毎月1回(8月を除く)定期的に開催し、監事間の連携の強化及び(内部)監査室との情報共有を図った。	○	H	2 内部フィック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保)	・監査室
		⑦ 会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う。	学校法人中村産業学園寄附行為第54条第1項及び第2項の規定に基づき、会計監査人の選任に関する議案の内容の決定は監事の過半数の合意によって行った。	○	—	— 中期計画以外の現行制度等による対応	・総務部総務課
		⑧ 監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。	監事と(内部)監査室出席による監事会を毎月1回(8月を除く)定期的に開催し、双方の監査計画及び結果報告等を行い、情報共有を図った。また、年4回監査法人(会計監査)を含む三様監査による情報共有のための報告会及び意見交換等を行った。	○	H	2 内部フィック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保)	・監査室
		⑨ 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	日本私立大学連盟等の研修会に参加した。なお、令和2年1月より「一般社団法人大学監査協会」に入会し、監事に対する研修機会を増加させた。 ・学校法人監事研修会(文部科学省)①R7.2 ・監事会議(日本私立大学連盟)①R6.8 ・監査課題研究会(大学監査協会)①R7.1 ・私学経営研究会セミナー ①R6.11、②R7.2、③R7.4	○	H	2 内部フィック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保)	・監査室
		⑩ 監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって、監事を選任する。	学校法人中村産業学園寄附行為第25条及び26条の規定に基づき、監事の資格に関する要件を遵守し、評議員会の決議において、利益相反を適切に防止することができる者を選任している。	○	—	— 中期計画以外の現行制度等による対応	・総務部総務課
		⑪ 監事監査の継続性を担保し、かつ監事の独立性を確保すべく、監事の選任時期及び任期について留意する。	学校法人中村産業学園寄附行為第27条の規定に基づき、監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとしている。 (任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。また、監事は再任されることができる。)	○	—	— 中期計画以外の現行制度等による対応	・総務部総務課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則3-2 ①	重点事項3-2 ②	実施項目3-2 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦	
				(3段階)	分野	アクションプラン		
会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないよう、理事及び評議員、学長（総長を含む）（以下、「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。 考え方：法令を遵守するだけでは、信頼性を確保するには不十分である。会員法人は社会からの信頼性確保のため、さらには自律性が機能していることを明らかにするためにも、法令が求めているなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に行う必要がある。	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	① 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底する。	学園のコンプライアンス推進規則に則り、公的研究費の管理・監査体制及びハラスメント等防止のための通報システムなど、法令等の遵守に係る基本方針、行動基準を定めている。また、私立大学連盟のガバナンスコードを本学のガバナンスコードとして定め、毎年、遵守状況の点検を行い公表している。	○	－	－	中期計画以外の現行制度等による対応	・総務部総務課
		② 役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明化を図る。	役職者等（理事、監事、評議員、会計監査人）の選解任については、寄付行為に選解任の方法を定め、公表している。また、役職者の報酬についても「役員及び評議員の報酬に関する規程」に定め公表している。	○	－	－	中期計画以外の現行制度等による対応	・総務部総務課
		③ 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。	（内部）監査室を設置し、（内部）監査室においては、本学園における法令等遵守について、毎年、内部監査規程に基づき、内部監査を実施し、定期的にその結果を理事小委員会・理事長及び監事に報告した。	○	H	2	内部チェック機能の向上及び情報の公開（信頼性・透明性の確保）	・監査室
		④ 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	・（内部）監査室においては、毎年、本学園に著しい損害を及ぼすおそれのある事象（リスク要因）への対応について、内部監査規程に基づき、監査計画を作成するとともに内部監査を実施し、理事小委員会・理事長及び監事に報告している。 ・総務部総務課は、危機管理規程に基づき、想定される事象やリスク要因に対する初動を示した「危機管理マニュアル」を令和6年1月9日に制定し、全教職員に示した。 ・令和7年4月1日の「改正私立学校法」施行に伴い、「内部統制システム整備の基本方針」の策定準備を行った。 ・また、「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、リスク管理体制における予防の対応、発生した危機事象への対応を定めるために、リスク管理規程の制定の準備も行った。	○	H	2	内部チェック機能の向上及び情報の公開（信頼性・透明性の確保）	・監査室
		⑤ 理事等が、事業内容ごとに情報を管理保存する体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。	各年度の事業計画は、中期計画進捗管理委員会等で、その適法性、倫理性を考慮し、顕在的・潜在的リスクについても識別・評価したうえで、理事会・評議員会における諮問を経て決定している。それらの事業内容ごとに理事長を委員長とし、学長、副学長、常務理事など役員を中心とする「中期計画進捗管理委員会」の構成員を策定管理者とし、中期計画に係る単年度計画を策定、管理する組織的な体制を整備している。	○	H	4	中期計画の進捗管理の徹底	・総合企画部企画課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則3-2 ①	重点事項3-2 ②	実施項目3-2 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないよう、理事及び評議員、学長(総長を含む)(以下、「役職者」という)の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。 考え方:法令を遵守するだけでは、信頼性を確保するには不十分である。会員法人は社会からの信頼性確保のため、さらには自律性が機能していることを明らかにするためにも、法令が求めているなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に行う必要がある。	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	⑥ 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。	本学園職員の職務権限及びその運用に関する基本的事項を定める「職務権限規程」がある。この規程の別表に全学共通及び各部所の権限を役職ごとに明確に定めることで、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備するとともに、職務を適切に分担させている。	○	—	—	中期計画以外 の現行制度等 による対応 ・総務部総務課
		⑦ 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	「学則」に本学園の教育研究組織全般に関する役割分担、「事務組織及び事務分掌に関する規程」に事務組織全般における各組織の役割分担、事務分掌を細かく定めている。これに加え「職務権限規程」に本学園職員の職務権限及びその運用に関する基本的事項を定めることにより、組織としての継続的な対応が困難となったり、不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定めている。	○	—	—	中期計画以外 の現行制度等 による対応 ・総務部総務課
		⑧ 内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等(以下、内部監査室等)を設置するなど、内部チェック機能を高める。	(内部)監査室を理事長直轄の組織として設置し、内部監査を行っている。	○	H	2	内部チェック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保) ・監査室
		⑨ 内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。	内部監査規程を整備している。同規程に基づき、監査計画を策定し、内部監査を実施しており、内部統制体制を確立している。	○	H	2	内部チェック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保) ・監査室
		⑩ 相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	監事と(内部)監査室出席による監事会を毎月1回(8月を除く)定期的に開催し、双方の監査計画及び結果報告等を行い、情報共有を図った。また、年4回監査法人(会計監査)を含む三様監査による情報共有のための報告会及び意見交換等を行った。さらに、監事と監査法人の意見交換も必要に応じて実施している。加えて、令和7年4月1日の「改正私立学校法」施行に基づき、新寄附行為制定に伴う本学園会計監査人の配置を令和7年6月から行うこととした。	○	H	2	内部チェック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保) ・監査室
		⑪ 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	監査契約に基づき、2024年8月から2025年5月にかけて監査法人から会計監査を受けた。総時間数は783時間となっており、前年度と同様の時間数である。監査した内容については、いずれも指摘事項はなかった。なお、理事長、常務理事、監査法人とで、ディスカッション及び監査報告会を実施し、情報を適切に共有した。さらに、改正私学法に基づく、新寄附行為策定の際に2025年6月から本学園の会計監査人の配置を行うこととした。	○	H	12	学園の持続的発展のための財務体質の強化 ・財務部財務課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則3-2 ①	重点事項3-2 ②	実施項目3-2 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないよう、理事及び評議員、学長(総長を含む)(以下、「役職者」という)の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。 考え方:法令を遵守するだけでは、信頼性を確保するには不十分である。会員法人は社会からの信頼性確保のため、さらには自律性が機能していることを明らかにするためにも、法令が求めているなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に行う必要がある。	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	⑫ 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	・法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制は、顧問契約を2つの弁護士事務所と提携し、顧問弁護士との間に構築している。また、規程の改正や契約書等の作成については、都度、顧問弁護士又は行政書士に確認している。	○	—	—	中期計画以外の現行制度等による対応 ・総務部総務課
		⑬ 教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法」第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針)(令和3年8月20日)等を参考に(して)、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	【総務部総務課】 令和4年6月に「公益通報者保護法」に基づき、コンプライアンス推進規則を改正し、本学がとるべき措置の適切かつ有効な実施を図り、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制を整備した。 【産学共創・研究推進本部産学共創推進課】 研究費不正ゼロを目指し、継続的な啓発と制度整備を推進している。 ・「研究費ハンドブック」を改訂し、新任教職員研修で配付・説明(R6年3月) ・教職員向けにメールマガジンを年4回配信(6月・9月・12月・3月) ・「研究倫理・コンプライアンス研修会」を開催(11月) ・職務発明に関する案内チラシを作成。特許出願の際の学内手続きについて周知を図った。 こうした取組を通じて、法令遵守に加え、自律性・透明性の確保と内部統制の強化を図っている。	○	—	—	中期計画以外の現行制度等による対応 ・総務部総務課
		⑭ 個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	令和4年11月に本学の「個人情報の保護に関する規程」を「個人情報保護法」の趣旨に合わせて改正し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させるように整備した。さらに個人情報に携わる全部所の所属長及び事務担当者に対する説明会を開催して、規程改正の趣旨と今後とるべき対応策などについて周知徹底を図った。	○	B	17	研究倫理及び研究コンプライアンスの徹底 ・産学共創・研究推進本部産学共創推進課
				○	—	—	中期計画以外の現行制度等による対応 ・総務部総務課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則3-3 ①	重点事項3-3-1 ②	実施項目3-3-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、自らが 行う教育研究活動に 係る情報や、それを 支える経営に係る情 報について広く社会 から理解を得るた め、様々な機会を通 じて、積極的に情報 を公開する。	会員法人は、広く社会 に対して、継続的かつ 時宜に合った情報公 開を行うための制度 整備をさらに進める。	① いつ、どのような情報を、誰に対 して、どのように開示するかなど を規定した情報公開基準または ガイドライン等の諸規程を整備す る。	「情報公開規程」を制定しており、「学園及び学校の基本情報」や「経営及び財務に関 する情報」等、公開する情報を定めている。	○	G	8 多様なメディア を活用した効 果的な情報の 発信	・総合企画部 広報課
		② 公正かつ透明性の高い情報公開 を行うため、開示すべき情報が 迅速かつ網羅的に収集され、法 令等に則って適時、正確に開示す ることのできる体制またはシステム を整備する。	寄附行為第41条及び情報公開規程第4条第1項の規定に基づき、寄附行為並びに学 園及び学校の基本情報等を、学園のHP等を通じて広く社会に公開している。	○	G	8 多様なメディア を活用した効 果的な情報の 発信	・総合企画部 広報課
		③ 法令に定められた財務書類 等を適切に公開する。	法令に定められた財務書類等を、学園のHPを通じて公開している。	○	G	8 多様なメディア を活用した効果 的な情報の発信	・総合企画部 広報課
		④ 中期計画等との連関に留意 した事業報告書の作成を通 じてその進捗状況を公表す る。	中期計画進捗管理委員会の下、中期計画に定めた8分野(教育、研究、国際化、産学 連携、社会・地域貢献、ダイバーシティ、ブランディング、経営基盤)の進捗・実績を確 認し、理事会・評議員会等で報告のうえ、事業報告書の作成を通じてその進捗状況を 公表している。	○	H	4 中期計画の進 捗管理の徹底	・総合企画部 企画課
		⑤ 認証評価結果、外部評価結 果及び設置計画履行状況等 調査結果等、学外からの評 価結果等を公表する。	【大学改革推進本部】 内部質保証システムに基づく点検・評価等を以下のとおり実施した。 ・自己点検・評価委員会において、「令和5年度自己点検・評価報告書」を作成した。 ・内部質保証委員会において、点検・評価報告書の検証を行い、内部質保証委員会と しての検証結果を決定した。 ・10月29日開催の外部評価委員会で外部評価を実施した。 ・外部評価結果を取り纏め、外部評価報告書を作成し、本学HPに公表した。 ・外部評価委員会及び内部質保証委員会での検証結果、及び意見等については、自己 点検・評価委員会を通して各学部・事務局等へ周知、及び課題等については対応依頼 を行った。 【監査室】 内部監査規程に基づき、本学園の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目 的に、法令、各省庁からの通達やガイドラインの対応状況及び学内規程・マニュアル等の遵守 状況、更には取り組みが重要と考えられる事項について監査を実施した。	○	A	53 内部質保証シ ステムの確立	・大学改革推 進本部
		⑥ 学校法人が相当割合を出資 する事業会社に関する情報 を公開する。	本学園が出資する事業会社2社(株式会社サンユー・フーズ、株式会社九産大サービ スセンター)に関する情報は、法令に定められるとおり、貸借対照表の脚注に学園が 出資する事業会社に関する情報を掲載し、それを学園のHPを通じて情報を公開し た。	○	H	13 関連会社の健全 な経営による福 利厚生及び社会 貢献の充実	・総務部総務 課
		⑦ 内部統制の実施状況に関し て、事業報告書へ記載する 等の方法により公表する。	内部統制の実施状況については本学公式HPにおいて、各年度の学園の業務状況、 財産状況、理事の業務状況について監査した監事による監査報告書を公表してい る。また、学園のコンプライアンス推進規則による公的研究費の管理・監査体制及び ハラスメント等防止のための通報システムについても本学公式HPに公表している。	○	G	8 多様なメディア を活用した効 果的な情報の 発信	・総合企画部 広報課
		⑧ 公表した情報に関する外部 からの意見を聴取し、反映 できる体制を整備する。	【総合企画部広報課】 学園のHPに「意見箱」の機能を付けており、その意見箱に届いた様々な意見につい て、内容を確認し、該当部所に対応を指示した。 【産学共創・研究推進本部産学共創推進課】 社会連携・社会貢献の対外的な窓口として、産学共創・研究推進本部が、地域住民を 対象とした公開講座等の学外イベントにおいて、イメージ調査(アンケート形式)を実 施。回収した意見は関係者に適宜共有し、対応を促す体制を整備することで、情報公 開の透明性と双方向性を高めている。	○	G	8 多様なメディア を活用した効 果的な情報の 発信	・総合企画部 広報課
				○		10 地域からの意 見聴取及び情 報収集の強化	・産学共創・ 研究推進本 部産学共創 推進課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則3-3 ①	重点事項3-3-2 ②	実施項目3-3-2 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、自らが 行う教育研究活動に 係る情報や、それを 支える経営に係る情 報について広く社会 から理解を得るた め、様々な機会を通 じて、積極的に情報 を公開する。	会員法人は、情報を公 開するに当たり、幅広 いステークホルダーの理解が 得られるよう、その公 開方法の工夫・改善を 図る。	① 公開する情報の包括性、体 系性、継続性、一貫性及び更 新性に留意する。	理事会等で決定され、学園のHPで公開すべきものについては、広報課が適宜更新し た。HPに公開している情報は、毎年度継続的に確認を行っており、「更新性」に留意 している。また、関連する項目ごと(受験生、在学生、卒業生、一般の方等)に分類して おり、包括性・継続性及び一貫性を持った情報公開を行っている。	○	G	7 マスメディアへのア プローチの強化	・総合企画部 広報課
		② 公開した情報へのアクセシ ビリティ及びユーザビリティの向上を 図る。	本学HPトップページの「大学案内」に「公開情報」のページを設けており、容易に情報 にアクセスできるように留意している。また、メディア向けコメンテーターガイドを作 成するなど、本学の教育・研究内容について、分かりやすい情報発信に配慮してい る。	○	G	8 多様なメディア を活用した効 果的な情報の 発信	・総合企画部 広報課
		③ 情報の受け手にとっての理 解容易性、明瞭性及び重要 性に留意し、グラフや図表を 活用した資料等、幅広いステ ークホルダーが理解しやすい手段 によって情報を公開する。	当該年度の事業報告書に関して、学園の事業内容をステークホルダーに対し分かり やすく理解いただくため、同報告書では事業実施風景や表・グラフを可能な限り用い て報告している。また、事業報告動画を制作し、同報告書と同時期に本学公式HPに 公開している。さらにFACT BOOKでは、経年推移や割合など様々な指標を動的な グラフで可視化できるよう公開している。	○	G	8 多様なメディア を活用した効 果的な情報の 発信	・総合企画部 広報課
		④ とくに収支の均衡状況、将 来必要な事業に対する資金 の積立状況や資産と負債の 状況について、学校法人の 信頼性、透明性及び継続性 の観点から、理解容易性、明 瞭性に留意した情報を公表 する。	貸借対照表をはじめ、積立率や純資産構成比率など財務比率を掲載した事業報告書 を学園のHPで公表した。	○	G	8 多様なメディア を活用した効 果的な情報の 発信	・総合企画部 広報課
		⑤ 学校法人の継続性に重要な 疑義が生じる可能性が高い 場合には、当該法人に重要 な影響を及ぼす傘下法人等 の情報を理解容易性、明瞭 性に留意して公表する。	平常時から、学校法人の出資による子会社2社の財務状況等については、透明性の 確保に努め、毎年度に財務状況を示した事業報告書を学園のHPで公表している。	○	G	8 多様なメディア を活用した効 果的な情報の 発信	・総合企画部 広報課
		⑥ 中期計画等との連関に留意 した評議員会への事業の実 績報告や事業報告書の作成 を通じた経営上の課題や成 果の明確化、共有化により、 経営改革を推進する。	中期計画に基づく単年度事業計画の計画・進捗・実績を年3回評議員会にて諮問・報 告の上、意見を求めている。また、実績(成果)や課題等を共有している。	○	H	4 中期計画の進 捗管理の徹底	・総合企画部 企画課
		⑦ 大学に特有の用語に関して はわかりやすい説明を付す など、大学関係者以外の幅 広いステークホルダーからの理解 が得られるよう工夫する。	情報公開において、可能な限り平易な表現の使用を行っており、大学特有の用語を 使用する場合は、注釈をつけている。また、事業報告の動画を製作し、幅広いステ ークホルダーから理解が得られるように工夫している。	○	G	7 マスメディアへのア プローチの強化	・総合企画部 広報課
		⑦ 大学に特有の用語に関して はわかりやすい説明を付す など、大学関係者以外の幅 広いステークホルダーからの理解 が得られるよう工夫する。		○	G	8 多様なメディア を活用した効 果的な情報の 発信	・総合企画部 広報課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。

遵守原則4-1 ①	重点事項4-1 ②	実施項目4-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥			該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン		
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	① 政策を策定、管理する責任者(理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等)の権限と責任を明確化する。	・役員は役員心得の各項目の精神を遵守し、全教育職員、事務職員の模範となるよう心掛けることとしている。 ・学校法人中村産業学園寄附行為第16条及び17条の規定に基づき、政策管理責任者の権限と責任の明確にした。	○	—	—	中期計画以外の現行制度等による対応	・総務部総務課
		② 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。	・学校法人中村産業学園寄附行為第9条及び第12条において、政策管理責任者の選任に係る手続き等を規定した。	○	—	—	中期計画以外の現行制度等による対応	・総務部総務課
		③ 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。	・役員は役員心得の各項目の精神を遵守し、全教育職員、事務職員の模範となるよう心掛けることとしている。 ・学校法人中村産業学園寄附行為第16条及び17条の規定に基づき、政策管理責任者の権限と責任の明確にした。	○	—	—	中期計画以外の現行制度等による対応	・総務部総務課
		④ 理事会及び監事、評議員会等のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。	学校法人中村産業学園寄附行為第6条、第9条、第10条、第25条、第26条、第35条及び第36条の規定に基づき、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働く仕組みを構築している。	○	—	—	中期計画以外の現行制度等による対応	・総務部総務課
		⑤ 理事、理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているかを定期的にチェックする。	・理事長、(内部)監査室との間で意思疎通が図られているかについては、本学の内部監査規程により、理事長の下に(内部)監査室がおかれており、理事長の指示により、定期監査を行い、その結果を理事長に報告した。 ・監事は理事長(学長、常務理事等を含む)とは毎年度、監査計画の報告及び学長、常務理事等を含めた意見交換会(2回開催)を通じて、適時、適切な意思疎通を実施。一方、(内部)監査室とは、毎月開催(8月除く)の監事会に出席のうえ、情報・意見交換を定例かつ随時に実施した。	○	H	2	内部チェック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保)	・監査室
		⑥ 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。	内部監査規程に基づき、本学園の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的に、法令、各省庁からの通達やガイドラインの対応状況及び学内規程・マニュアル等の遵守状況、更には取り組みが重要と考えられる事項について監査を実施した。	○	H	2	内部チェック機能の向上及び情報の公開(信頼性・透明性の確保)	・監査室

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則4-1 ①	重点事項4-1 ②	実施項目4-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	⑦ 政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	会計及び労務に関する事項は、部所単位の管理責任者が確認・承認可能なシステムを構築している。また、オンライン上で書類の申請や決裁を完結させる①伺書電子決裁、②伝票電子決裁、③出張下命電子決裁を導入し、全学的に運用している。	○	H	15 電子化の推進(ICTを活用した事務体制、電子決裁)	・総合情報基盤センター
				○		11 ペーパーレス化の推進	・総務部総務課
		⑧ 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	ICTを活用したDX化推進事業を以下のとおり実施した。 ・教職員ポータル(albo)導入後、学内連絡や各種申請書等を同ポータル内で確認・利用できるように運用している。 ・ICTを活用した業務効率化支援として、相談件数は15件(目標比+2件)、支援件数は13件(目標比+3件)という実績を達成した。 ・日々の業務に活用可能なICT利活用に関する動画を4本(目標比+1本)公開した。 ・業務の質及び生産性の向上を目的に、事務職員対象の生成系AIの活用に関するICT講習会を開催した。	○	H	15 電子化の推進(ICTを活用した事務体制、電子決裁)	・総合情報基盤センター
				○		11 ペーパーレス化の推進	・総務部総務課
		⑨ 理事会及び常務理事会、評議員会等の議決事項を明確化する。	・理事会決定通知書並びに理事小委員会決定通知書の発行をもって明確化している。	○	—	—	・総務部総務課
		⑩ 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	・寄附行為第19条第5項及び第6項(理事会)及び同第42条第4項及び第5項(評議員会)の規定に基づき、事前に議題一覧及び資料を送付している。また、理事長及び常務理事においては、会議開催前に事前説明を行っている。	○	—	—	・総務部総務課
		⑪ 理事、評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。	・改正私立学校法(R7.4.1施行)の趣旨を踏まえ、理事、監事及び評議員の定数、構成等を学校法人中村産業学園寄附行為に規定した。	○	—	—	・総務部総務課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則4-1 ①	重点事項4-1 ②	実施項目4-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	⑫ 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等の選任時に当該学校法人の役員もしくは教職員でない者(以下、「外部人材」という)を積極的に登用(理事、評議員については複数名)する。	理事総数15人のうち、学外理事を4人選任し外部人材からの意見や助言を得られるようにしている。	○	—	—	中期計画以外の現行制度等による対応 ・総務部総務課
		⑬ ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	小学校の長期休暇や教職員の土日祝日出勤日における教職員の子どもの学内一時預かりの実施 ・7/24～8/26までの14日間で夏期学童を実施。利用者21人(延べ165人)が参加。 ・夏期学童の満足度は目標達成(目標+0.19ポイント)し、次年度以降も開催を希望する教職員の意見が多かった。 ・後期祝日授業実施日及び入学試験実施日11/17(日)に一時預かりを実施予定。 ・一時預かり利用者満足度は5段階評価で4.89であり、参加者全員が次年度以降の実施を希望している。	○	F	9	ライフイベント(育児、介護等)に対応した支援の充実 ・ダイバーシティ推進室
		⑭ 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	理事・評議員においては、理事会(年11回開催)及び評議員会(年3～4回開催)及び外部理事との意見交換会などを通じ、十分な情報共有が図られている。 また、外部人材からの意見聴取の仕組みについては、「九州産業大学アドバイザリーボード」を設置し、外部の有識者及び専門家等に経営全般や特定の課題を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、助言を得るなどして意見聴取の仕組みを整備し、本学の活性化につなげることとしている。令和6年度中に「九州産業大学第4回アドバイザリーボード会合」を開催し、本学の取り組み紹介に加え、「理系人材の育成」「観光人材育成に向けた社会人リスキリング教育」など4つのテーマに関する意見交換を実施した。	○	G	9	産業界への広聴活動の強化(アドバイザリーボードの活用) ・総合企画部企画課
		⑮ 理事、監事及び評議員及び監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	・理事及び監事に対しては、日本私立大学連盟等の研修機会の情報を提供している。 また、監事については、一般社団法人大学監査協会に加盟し、同協会が主催する研究会に参加した。	○	—	—	中期計画以外の現行制度等による対応 ・総務部総務課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○＝5」、達成のための事業を実施中「△＝3」、達成に向けた事業ができていない「×＝1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則4-2 ①	重点事項4-2-1 ②	実施項目4-2-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	① 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	本学園募金事業の推進、継続寄付に繋げるための寄付者満足度向上方策の実施、寄付金推進体制の強化のため事業を実施、寄附金の活用成果が明確な「使途指定型募金(テーマ募金)」による募金活動を推進した。	○	H	10 使途指定型募金及び各研究支援を目的とした寄付金の拡大(寄付金推進体制の強化)	・総務部総務課
		② 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	本学では寄附募集活動の推進組織として、役員、副学長及び学部長等で構成する募金推進委員会を設置しており、進捗状況に関する報告及び検討を継続的に実施している。既存の募金事業を見直し、個人寄付獲得強化のためのSNSによる卒業生等とのネットワーク構築や使途指定型募金(テーマ募金)の活用成果を紹介する取り組みを行っている。	○	H	10 使途指定型募金及び各研究支援を目的とした寄付金の拡大(寄付金推進体制の強化)	・総務部総務課
		③ 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	本学園募金事業の推進、継続寄付に繋げるための寄付者満足度向上方策の実施、寄付金推進体制の強化のため事業を実施、寄附金の活用成果が明確な「使途指定型募金(テーマ募金)」による募金活動を推進した。	○	H	10 使途指定型募金及び各研究支援を目的とした寄付金の拡大(寄付金推進体制の強化)	・総務部総務課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○＝5」、達成のための事業を実施中「△＝3」、達成に向けた事業ができていない「×＝1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則4-2 ①	重点事項4-2-1 ②	実施項目4-2-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
		④ 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。	教育研究活動の継続性確保に向け、財政基盤の安定化や外部資金活用の一環として、以下の取り組みを実施した。 ①【制度運用・周知】 ・職務発明に関するルールの継続的な周知を実施し、特許出願に伴うトラブル防止を図った。 ・知財の評価方法の見直しにより、事務負担の軽減と維持管理の適正化をすすめる。 ②【知的財産に関する主な実績(令和5年度～令和6年度)】 ・特許出願:4件(目標2件) ・特許の保有状況:継続18件、譲渡2件、放棄4件 ・発明評価部会:年2回開催、理事会へ報告 ・ライセンス契約:新規1件 ・知財勉強会:福岡県中小企業振興センター(参加13名) ③【産学連携マネジメント】 ・受託・共同研究103件のうち、URA(University Research Administrator)による支援を通じて成立した案件は52件。研究支援マネジメントが効果的に機能している。 ・公募事業への応募は38件(23件が採択)。情報公開の体制整備として、公募情報の発信をHPに加え学内通知ツール「albo」で公開。教員への個別アプローチも強化し、応募の促進を図っている。 ④【外部資金の獲得状況】 研究者のエフォートの分散により科研費応募が減少する一方、外部資金総額は増加傾向。全体として外部資金獲得額は着実に伸長している。 ・現行(令和5年度)では、本学が取り組んでいる外部資金の獲得として、重点的に「経常費等補助金」「寄付金」「科研費」他、研究費全般に対して各部所で体制を整備している。例えば金融機関との包括協定による大学研究シーズの活用、URAによる各種補助金説明会参加による情報収集等を行っている。また、産業界等からキャッチした課題(ニーズ)をテーマとした研究を推進するため、外部資金獲得状況の分析、学内共同研究の結成支援、大型研究費の応募支援、学部別・学科別の活性化支援、産学連携研究チームの発足支援、科研費獲得に向けた各種支援の支援を行った。その結果、令和5年度の目標は達成した。また科研費と合わせての20,100万円の目標も4,592万円超えた。	○		12 知的財産の創出及び活用のための支援体制の強化	・産学共創・研究推進本部研究推進課
				○	B	18 受託研究・共同研究の増加	・産学共創・研究推進本部研究推進課
				○		19 外部資金の積極的獲得	・産学共創・研究推進本部研究推進課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則4-2 ①	重点事項4-2-1 ②	実施項目4-2-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	⑤ 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	研究シーズの掘り起こしに加え、外部有識者の知見を取り入れながら、事業化・社会実装を見据えたビジネスモデルの構築支援を行った。また、知的財産の創出及び制度改正に係る取り組みを以下のとおり実施した。 ①【制度運用・周知】 ・職務発明に関するルールの継続的な周知を実施し、特許出願に伴うトラブル防止を図った。 ・知財の評価方法の見直しにより、事務負担の軽減と維持管理の適正化をすすめる。 ②【産学連携マネジメント】 ・受託・共同研究103件のうち、URA(University Research Administrator)による支援を通じて成立した案件は52件。研究支援マネジメントが効果的に機能している。 ・公募事業への応募は38件(23件が採択)。情報公開の体制整備として、公募情報の発信をHPに加え学内通知ツール「albo」で公開。教員への個別アプローチも強化し、応募の促進を図っている。 ③【外部資金の獲得状況】 研究者のエフォートの分散により科研費応募が減少する一方、外部資金総額は増加傾向。全体として外部資金獲得額は着実に伸長している。 ・現行(令和5年度)では、外部資金獲得のため、産学連携支援室が「窓口」となり、以下のとおり円滑な事業運営や研究推進の体制を構築している。 ①知的財産の創出及び活用のための支援体制の強化 ②外部期間・企業との協定締結と大学研究シーズの活用、受託研究・共同研究の促進 ③産業界等からのニーズをテーマとした研究の推進	○	B	12 知的財産の創出及び活用のための支援体制の強化	・産学共創・研究推進本部
				○		18 受託研究・共同研究の増加	・産学共創・研究推進本部
				○		19 外部資金の積極的獲得	・産学共創・研究推進本部

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則4-2 ①	重点事項4-2-1 ②	実施項目4-2-1 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦		
				(3段階)	分野	アクションプラン			
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	⑥ 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	【産学共創・研究推進本部】 ①(産学官民連携の推進状況) 教育研究活動の継続性を支える財政基盤の安定化と収入の多様化に向け、企業・自治体等との連携体制の強化に取り組んでいる。 ・企業・自治体等への訪問活動を通じて、連携機会の創出を推進。URA等が仲介した新規マッチングによる案件は53件と、前年(R5)から6件増加。 ・展示会出展(アグリビジネスフェア、テクノ交流会、大田フェア、イノベーションジャパン)を通じた広報・交流活動を実施。特に、アグリビジネスフェアで接触のあった企業とは具体的な連携協議を進行中。 ②(地域連携の進展状況) 須恵町: R6年度は社会教育課・まちづくり課に加え、福祉課・ふるさと応援課も加えた協議を進行中。ふるさと応援課とは、企業活性化に向け産学連携事例の紹介を予定。 宗像市: 連携強化に向け、地域共創学部(市民農園)と生命科学部(フルボ酸研究)の共同企画を宗像市へ提案予定。 ③生涯学習の一環として、公開講座を実施している。令和6年度は40講座以上を開講。地域の歴史・文化・国際情勢・防災・食など、一般教養に関する幅広いテーマを取り上げた。また、芸術・保育・子ども向け講座など、実践的な内容にも力を入れ、地域住民の多様な学習ニーズに応えている。 【基礎教育センター】 ①入学前教育の実施 合格発表後よりeラーニング課題を開始し、3/31までに100%の生徒が完了。 また、九州高校及び九州産業高校の合格者に対し、読売新聞社と協力して、新聞を活用した入学前教育を実施した。 ②プレ・エントランスデーの実施 12月及び2月に対人関係構築を目的としたプレ・エントランスデーを実施した。 参加者のアンケートより、早期に友人が出来たことで、入学への不安が払拭されたという感想が多く寄せられた。また、自分の意志を伝える発信力、課題解決の道筋を提案する提案力が伸びたと感じていることが明らかとなった。 ③高大連携授業の実施 R6より、大学の一部の通常授業科目に高校生を受け入れる高大連携授業を実施し、10名の高校生が大学生と一緒に講義を受講し、9名が単位を取得した。 【地域共創学部】 令和6年度において、本学地域共創学部の科目「地域共創プロジェクトⅡ」を、九州電力株式会社福岡支店の寄附講座として開設し、同支店の社員が講師として演習に参画した。当該演習では、同支店と包括連携協定を締結している宗像市における水産振興を主たるテーマとし、特に高度衛生管理型荷さばき所を備えた鐘崎漁港で開催される「鐘崎魚まつり」の企画・運営に取り組み、地域課題の解決と人材育成の双方に資する意義深い事業となった。	○	D	1	産学共同研究の拡充(URAの活用促進、発信力強化)	・産学共創・研究推進本部	
				○		5	地域企業及び自治体との連携強化(九州以外のエリアも含めた企業連携等)	・産学共創・研究推進本部	
				○	A	11	高大接続教育の拡充(探求学習の支援を通じた連携、ICTを活用した連携等)	・基礎教育センター	
				○	E	2	地域の課題解決につながるSDGs ^{※1} 以外の推進	・産学共創・研究推進本部 産学共創推進課	
				△		7	自治体と連携した地域振興活動の推進	・地域共創学部	
				○		18	生涯学習講座や社会人向けセミナーの充実(卒業生や学外との連携、ICTの活用)	・産学共創・研究推進本部 産学共創推進課	
				○		23	文化芸術活動の推進(伝統文化、アートデザインセンター(仮)の設置等)	・美術館	
			⑦ リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	2020年度に資金運用規程を改正し、より安全性、透明性を高めるために、有価証券等運用銘柄の信用リスクや価格変動リスクが顕在化した場合の管理ルールを規定に盛り込んでいる。 2024年度は、この管理ルールに基づき資金運用委員会を開催し、運用中である有価証券について審議した。	○	H	12	学園の持続的発展のための財務体質の強化	・財務部財務課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤

令和6年度本学園のガバナンス・コードの実施状況の点検結果＜詳細＞

遵守原則4-2 ①	重点事項4-2-2 ②	実施項目4-2-2 ③	実施項目に対する令和6年度の実施状況 ④	評価⑤	中期計画⑥		該当部所 ⑦
				(3段階)	分野	アクションプラン	
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	① 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。	・危機管理規程に危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を定めている。 ・令和6年1月に従来からの「危機管理規程」に加え、行政等(警察・消防)のアドバイスを受け現場での初期対応を具体化した「学校法人中村産業学園危機管理マニュアル」を策定した。 ・学内における犯罪及び事故の発生を防止し、学生及び教職員等の安全・安心の確保並びに学園の資産の保全を図るため「防犯カメラ規程」を整備し、学内20カ所以上において防犯カメラが稼働している。	△	H	3 危機管理体制の強化(事業継続性の確保)	・総務部総務課
		② 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。	・コンプライアンス推進規則、就業規則及び危機管理規程に基づき適正に対処している。 ・危機管理規程に基づき、危機が発生又は発生するおそれがある場合は、理事長の指示を受け、直ちに危機管理対策本部を設置する体制を整備している。	○	—	— 中期計画以外の現行制度等による対応	・総務部総務課
		③ 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修等を実施する。	・危機管理規程に危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を定めている。 ・令和6年1月に従来からの「危機管理規程」に加え、行政等(警察・消防)のアドバイスを受け現場での初期対応を具体化した「学校法人中村産業学園危機管理マニュアル」を策定した。 ・学内における犯罪及び事故の発生を防止し、学生及び教職員等の安全・安心の確保並びに学園の資産の保全を図るため「防犯カメラ規程」を整備し、学内20カ所以上において防犯カメラが稼働している。	△	H	3 危機管理体制の強化(事業継続性の確保)	・総務部総務課
		④ 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。	・危機管理規程に危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を定めている。 ・令和6年1月に従来からの「危機管理規程」に加え、行政等(警察・消防)のアドバイスを受け現場での初期対応を具体化した「学校法人中村産業学園危機管理マニュアル」を策定した。 ・学内における犯罪及び事故の発生を防止し、学生及び教職員等の安全・安心の確保並びに学園の資産の保全を図るため「防犯カメラ規程」を整備し、学内20カ所以上において防犯カメラが稼働している。	△	H	3 危機管理体制の強化(事業継続性の確保)	・総務部総務課
		⑤ 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	・K'sLifeでは、教務システム(シラバス、履修登録、クォーター制対応など)の導入準備を計画的に遂行した。 ・協力企業と連携し、KIND導入後の実運用における調整(Wi-Fi環境の整備、新規導入したセキュリティシステムの対応など)を行った。 ・事務ノートPCの学外利用におけるセキュリティ向上を目的に、顔認証システムを専属職員端末に導入した。今後、メイト及びクルー職員にも導入予定である。	○	A	90 ICTを活用した教育のさらなる推進(対面とオンラインによる複合型授業)	・総合情報基盤センター
		⑥ 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	・K'sLifeでは、教務システム(シラバス、履修登録、クォーター制対応など)の導入準備を計画的に遂行した。 ・協力企業と連携し、KIND導入後の実運用における調整(Wi-Fi環境の整備、新規導入したセキュリティシステムの対応など)を行った。 ・事務ノートPCの学外利用におけるセキュリティ向上を目的に、顔認証システムを専属職員端末に導入した。今後、メイト及びクルー職員にも導入予定である。	○	A	90 ICTを活用した教育のさらなる推進(対面とオンラインによる複合型授業)	・総合情報基盤センター
		⑦ ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	コンプライアンス推進規則に基づき、ハラスメント及び不正行為の防止を含む必要な措置を規定・運用している。特に、ハラスメントに対しては、ハラスメント相談員(男女とも)を学内に配置し、相談、通報が適正に行われる体制を構築している。	○	—	— 中期計画以外の現行制度等による対応	・総務部総務課

※1 太枠内は、本学園のホームページから公表する内容

※2 評価⑤(3段階)について

達成できている「○=5」、達成のための事業を実施中「△=3」、達成に向けた事業ができていない「×=1」の3段階

※3 中期計画⑥の「分野」について A:教育, B:研究, C:国際化, D:産学連携, E:社会・地域貢献, F:ダイバーシティ, G:ブランディング, H:経営基盤